

社会福祉法人かつみ会
指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人かつみ会が開設する指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所「ショートステイエンゼルの丘第2」（以下「事業所」という。）が行なう指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態（介護予防短期入所生活介護にあつては要支援状態）にある高齢者等（以下、「要介護者[要支援者等]」という。）に対し、適正な短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を送る事ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行う事により、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 3 事業所の従業者は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により要支援者の心身機能の維持回復をはかり、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行なう事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイエンゼルの丘第2
- (2) 所在地 埼玉県深谷市今泉625番地
- (3) 定 員 18名

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務、特養ユニット型、特養従来型の管理者を兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 嘱託医師 1名 (非常勤職員)
医師は、利用者の健康状態をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。
- (3) 生活相談員 1名以上 (うち1名は常勤職員)
生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。
- (4) 看護職員 1名以上 (機能訓練指導員を兼務)
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 介護職員 6名以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- (6) 栄養士 1名以上 (特養ユニット型、従来型の栄養士を兼務)
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上 (看護職員を兼務)
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- (8) 調理員 当該短期入所生活介護事業所に応じた相当数
調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

(事業の内容及び利用料等)

第5条 事業の内容は、次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- (1) 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的な居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- (2) 利用者は、短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護) 施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。

- (3) 相当期間（概ね連続する4日以上）にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (4) 従業員は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- (6) 事業者は、利用者の心身の状態、家族等の事情からみて、送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受ける事ができるものとする

- (1) 滞在費 個室1日1, 231円、多床室1日915円
ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき、利用者が選定する、特別な個室を利用した場合の利用料 1日500円
- (3) 食費 朝450円 昼650円 夕520円 合計1,620円／1日当たり
ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。
- (4) 理美容代 実費
- (5) その他日常生活の便宜に係る費用 実費
- (6) キャンセル料 1,000円

(利用開始前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。但し、突発的な体調不良や容態の変化があった場合はこの限りではありません。)

3 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する事とする。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者、又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受ける事とする。

(緊急時等における対応方法)

第6条

事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告をしなければならない。また、主治

医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第7条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定短期入所生活介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定短期入所生活介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定短期入所生活介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(通常を送迎の実施地域)

第8条 通常を送迎地域は、本庄市、深谷市、美里町、寄居町、熊谷市の区域とする。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるために、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報保護)

第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事
- (2) 火気の取り扱いに注意する事
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしない事。
- (4) その他管理上必要な指示に従う事。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図る為研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについては、身体的拘束等の適正化のための指針に基づいて行うものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、社会福祉法人かつみ会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から、施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から、施行する。

この規程は、令和 2 年 5 月 30 日から、施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から、施行する。

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から、施行する。

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から、施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から、施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から、施行する。